

『法律区分実力完成講座 ハイレベル演習 刑法』(KU24238)

訂正表

2024年10月03現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 198	No.59 肢3 上から1行目	誤	いわゆる居直り強盗とは、典型的には、財物を窃取した後に発見され、さらに財物を強取する場合をいう。このような場合は、財物の窃取行為の後に	2024/10/03
		正	いわゆる居直り強盗とは、典型的には、 <u>窃盗の実行に着手</u> した後に発見され、さらに <u>暴行・脅迫を用いて</u> 財物を奪取する場合をいう。このような場合は、財物の窃取行為の <u>着手</u> 後に	
P. 198	No.59 肢5 上から1行目	誤	<u>強盗殺人罪 (240条後段)</u> は、故意に人を死亡させた場合も含むか	2024/10/03
		正	240条後段の「人を死亡させた」は、 <u>殺人の故意がある</u> 場合も含むか	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。